



愛媛労働局一般公示第4号

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第61条第1項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関名	東予交通株式会社
登録教習機関の住所	愛媛県四国中央市具定町660
代表者の氏名	代表取締役 桂 勝宏
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	東予交通株式会社 四国中央自動車学校技能教習センター 愛媛県四国中央市具定町660
行うことができる技能講習	・玉掛け技能講習
登録年月日	令和8年7月13日
登録番号	第22号

令和8年7月13日

愛媛労働局長